

平成30年度 国立大学法人奈良女子大学 年度計画

注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

〈1〉文系、理系を問わず、普遍的・総合的に物事を捉えることに優れ、深い教養に裏打ちされた高度な専門家である、各分野の優れた女性リーダーを育成するために、平成29年度までにディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを見直し、不断の改善を行う。【1-1-11】

- ・ 〈1-1〉前年度に改訂したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに沿って授業を行い、カリキュラムと両ポリシーの整合性を検証する。

〈2〉学生を知識、感性、主体性を兼備した優れた女性リーダーとして成長させるために、短期留学や長期インターンシップの奨励等を組み入れた独自のカリキュラム体系を持った6年一貫の教育プログラムを確立し、平成29年度以降の入学生に告知し、平成31年度から全ての学科・専攻においてその選択を可能にする。【1-1-12】

- ・ 〈2-1〉平成29年度学部入学生に対して、3年次に適用される6年一貫教育プログラムについて、前年度に行った詳細設計に基づき制度を確立し、対象学生に周知を行う。

〈3〉6年一貫の教育プログラムの設置による、学生の履修形態の多様化に伴い、一人一人の学生の自発的学修を支え、体系的な履修を可能にするために、科目番号制を導入する。また学生一人一人の履修プログラムに応じた適切な指導を可能にするために、ポートフォリオを整備し、平成31年度から活用する。【1-1-13】

- ・ 〈3-1〉平成31年度からの科目番号制導入の準備として、学務システムの整備を行うとともに、各学部及び人間文化研究科ではカリキュラムの点検を行う。また、ポートフォリオに関して、本学において使用するシステム（manaba folio）による学生の学修成果を検証するための活用策を検討する。

〈4〉学士課程において、学生の学問的感性、知的主体性を育むために、アクティブラーニング中心の授業の数を、教養教育、専門教育、キャリア教育のいずれにおいても増加させ、全ての学生が1 Semesterに1科目は、必ずその種の授業を受講する体制を整える。【1-1-14】

- ・ 〈4-1〉アクティブラーニング科目として導入しているパサージュと教養コア科目の3年間の成果を検証し、次年度以降の授業計画に反映させる。
- ・ 〈4-2〉前年度に実施した各学部でのアクティブラーニングを導入した科目の開講状況の調査結果をもとに、全ての学生に1 Semesterに1科目は、必ずアクティブラーニングを導入した科目を履修させるための方策を検討する。

〈5〉 学士課程において、専門教育・教養教育・キャリア教育のバランスのとれた教育を行うとともに、学生の知的主体性を養い、よき市民への成長を促すために、平成30年度にかけて段階的に教養教育を拡充する。本学で「パサージュ」と呼称している教養ゼミを、全新入生が履修可能となるように増やし、高年次において履修を義務づける教養科目を新設する。また平成27年度に始めた英語のグレード別少人数教育を逐次改善していくとともに、スペイン語・アラビア語・ベトナム語等の教育を、新設若しくは拡充する等、引き続き英語以外の語学教育の多様化にも取り組む。加えて大学院においても、専門を深化させる上での物事を俯瞰する力の重要性に鑑み、大学院改組に合わせて教養科目を設置しその履修を可能にする。【1-1-15】

- ・ 〈5-1〉 専門教育、教養教育、キャリア教育のバランスの取れた教育を行うため、パサージュと教養コア科目を中心とした学生の科目の履修状況を調査・検証し、次年度以降の授業計画に反映させる。
- ・ 〈5-2〉 3・4年次を対象とする教養教育科目の履修義務化に向けて、学士課程の高年次向け教養教育科目「女性リーダーシップ演習」を新たに開講するとともに、教養教育科目の内容・学年配置の再検討を行う。また、平成30年度大学院博士前期課程改組に伴って、新たに大学院教養教育科目「学びをつむぐ」を開講し、履修状況や内容の点検を行う。
- ・ 〈5-3〉 前年度までに計画を完了した英語のグレード別少人数教育と英語以外の語学教育の多様化について、その成果を検証し、検証結果を次年度以降の授業計画に反映させる。

〈6〉 大学院において、社会人や、学び直し希望者等多様な学生を受け入れ、その多様な学生の多様なニーズに応えることができる教育制度を確立する。加えて、入学後に起こる生活状態の変化等にも対応できるように長期履修制度を見直す等、引き続き履修形態の弾力化に取り組む。【1-1-16】

- ・ 〈6-1〉 ライフイベントにより退学した者を対象として、課程博士の取得を促進する制度（再チャレンジ型女性研究者支援制度）を定め、平成31年度入学者から実施する。また、同制度の入学者に対しても、入学後の生活状況の変化にも対応できるように、早期修了や「長期履修制度」の適用を可能にする。

〈7〉 博士後期課程において、学生に学位論文の執筆を円滑に進めさせるために、毎年の学修成果の提出と、その全指導教員による確認を義務づける。【1-1-17】

- ・ 〈7-1〉 改善した「現況報告書」の提出状況と全指導教員による確認状況についてモニタリングを実施する。

〈8〉 本学が行う大和・紀伊半島地域の地方創生事業の一環として、平成27年度に採択された地（知）の拠点大学による地方創生推進事業「共創郷育：「やまと」再構築プロジェクト」（COC+事業）に取り組み、自治体や企業等とも連携して、学生が地域の中に入り、そこで地域の課題を発見し調査・研究する体験型学修プログラムを教養教育・キャリア教育の一環として確立する。それと同時に、学生の同地域への関心を高めるため、同事業を日本の国家や文化の発祥の地である大和・紀伊半島地域の文化的・歴史的価値の再発見のための研究と連動させる。【1-1-21】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈8-1〉全ての学生が地域志向科目を履修できる体制を確立するため、教養科目群に「奈良女子大学での勉学、奈良での生活に慣れ親しむための基本的な知識を身につけ、今後のキャリアデザインに活かす」ことを目的とする「『奈良』女子大学入門」を新規開講する。地域志向科目の拡充に向けて、COC+推進機構教育改革部門で開講計画を検討する。また、学生の問題関心を、大和・紀伊半島地域の文化的・歴史的価値の再発見の研究と連動させるために、地域志向科目受講生に大和・紀伊半島学研究所が実施する研究会やシンポジウムへの参加を促す。

〈9〉お茶の水女子大学と共同で立ち上げた理系女性教育開発共同機構を中心に、女性の理工系進学と理工系女性リーダーへの成長を促すために、多くの女性が中等教育段階の理数教育に興味・関心を示さず、理工系進学を目指そうとしない現状に鑑み、女性の理工系学問への関心を惹起することができる新たな理数教育のモデルを、中等教育のレベル、大学教育のレベル、それぞれに確立する。【1-1-22】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈9-1〉女性の興味・関心をひくことのできる理数教育モデルを確立するために、アンケート調査及び国際サイエンスワークショップを実施するとともに、理系女性教育開発共同機構と理学部が連携した授業を2講座、理系女性教育開発共同機構独自の授業を2講座開講する。また、お茶の水女子大学との共同シンポジウムや「集まれ！理系女子」関西大会を主催し、理系女子育成の支援を行うとともに、研究結果及び実践結果をブックレット又は研究書として発刊する。

〈10〉理工系の中でもとりわけ女性の進学の少ない工学に女性の興味・関心を誘うために、従来から多くの女性の支持を得てきた生活科学と工学を融合させ、技術革新を生活の革新につなげる通常の工学とは異なり、生活の必要を技術革新に結びつける、生活工学という先端的領域を切り開き、理工系教育の新たなあり方を確立する。
【1-1-23】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈10-1〉生活工学の最先端の知識を学ぶ特別講義を開講し、具体的な課題を自ら解決しつつ横断的・実践的な学習を進める、Project Based Learning (PBL)スタイルの実践学習を、企業も交えたオープンイノベーション型で実施する。また、けいはんな学研都市周辺の大学・研究機関・企業が参加するリサーチコンプレックスに引き続き参画し、地域包括ケアに応用可能なIoT技術の研究開発を主導的に推進する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

〈11〉アクティブラーニングを支えるために、無線LAN環境やICT環境の整った多目的コモンスペースを順次整備する。また図書の計画的な増加を図る等、学術情報センターの自習支援機能を強化する。【1-2-11】

- ・ 〈11-1〉平成30年度情報処理システム更新の一環として、情報セキュリティの強化を図るため、現行のファイアウォール装置から統合的な脅威対策装置（UTM装置）に変更する。また、無線LANアクセスポイント26箇所の更改を行うことによりICT環境の整備を行う。
- ・ 〈11-2〉資料選書受入方針に基づき、学生用図書・シラバス掲載図書・教員推薦図書等を整備・拡充する。また6年計画(平成28～33年)で実施している研究室図書実査を行い、図書資産管理と利用者への図書資料の提供を行う。
- ・ 〈11-3〉自習支援機能を強化するため、資料の有効利用に資する各種ガイダンス・講習会や情報リテラシー教育を実施する。また、読書推進・図書館利用促進を図るため、

学生サポートスタッフ(L i S A)による選書・展示・広報活動を行う。

〈1 2〉 今後多様性を増していく学生の修学条件を良好なものにするために、本学が開発したW e b 上での託児ニーズとサポーターのマッチングシステムである「ならっこネット」、及び学会等の開催時における「イベント託児システム」等の子育て支援システムの実施等、女性のライフイベントに配慮した教育環境の整備を引き続き行う。

【1-2-12】

- ・ 〈12-1〉 「次世代育成支援対策推進法に基づく奈良女子大学行動計画（第4回）」及び「女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画（第1回）」に沿って、引き続き、子育て支援システム（ならっこネット、ならっこイベント）を実施するとともに、支援を必要とする学生に対して必要な情報を適切に発信できるように、ホームページに支援の実施例を挙げ、情報提供活動を充実させる。
- ・ 〈12-2〉 ワークライフバランス支援相談室において、引き続き、学業と育児や介護との調和に関する相談等に応じるとともに、子育て中の外国人研究者・留学生への育児情報提供を行う。また、妊娠・出産・介護に関する「ミニ講座」を3回以上開催し、その内容をホームページでも見られるようにし、ワークライフバランスに関する情報提供を行う。
- ・ 〈12-3〉 大学院生の研究視野拡大のために、産学協働イノベーション人材育成協議会（C-ENGINE）と連携した「研究インターンシップ事業」を推進するとともに、企業との交流会、自己分析セミナー、キャリア相談会を企画し、大学院生及びポスドクターのキャリア形成を支援する。

〈1 3〉 教育の質を保証するために、学生の授業評価アンケート等の各種調査に基づき、一人一人の教員の教育の実態を把握し、その結果を踏まえて、よりよき教育、及びそれを支える教育体制を構築すべく、F D（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）を全学で年1回、各部局においてもさらに年1回実施する。

【1-2-21】

- ・ 〈13-1〉 教育の質を保証するために、学生の授業評価アンケート等各種調査を実施し、調査結果を教員一人一人にフィードバックするとともに、その都度分析結果を示す。また、その分析結果に基づくF D研修会あるいは授業改善のための有益な情報を提供するF D研修会を、全学及び各学部・大学院において、年1回実施する。なお、F Dを教育の質保証のために有効に機能させるべく、引き続きF D推進委員会のあり方についての検討を行う。

（3） 学生への支援に関する目標を達成するための措置

〈1 4〉 就学や生活に困難や不安を抱える学生に対して一人一人の実情にあった適切な支援を行うために、相談窓口を適切に設置し、相談内容の共有を図るために窓口間の連携を強化する。また、経済的に支援を必要とする優秀な学生に対する基金を用いた新たな奨学制度を創設するとともに、学内外の各種奨学制度の紹介等を行う。

【1-3-11】

- ・ 〈14-1〉 学生相談室、保健管理センター、障害学生支援室、学生生活課、ハラスメント防止・対策委員会、国際課の実務担当者による連絡会議を開催するとともに、窓口間の連携状況について検証を行う。
- ・ 〈14-2〉 前年度までの検証に基づき、本学の寄附金であるなでしこ基金（修学支援事業）を活用した新たな奨学制度の具体化に向け検討する。

〈15〉 新入生に対して、大学での履修や学習をスムーズにできるよう、履修支援等を行う。また、成績不振学生に関しては、引き続き学生支援室学習支援部門において毎年その実態を調査し、調査結果を学部・学科の教育にフィードバックさせることにより対応する。【1-3-12】

- ・ 〈15-1〉 新入生を対象とする「新入生履修支援ポータルガイド」を引き続き実施し、上級生相談員による新入生の疑問や不安感の解消にあたる。また、学部、国際交流センターなどと連携して、編入学生や留学生へのチューターを配置してサポートし、学生の様態に合わせた導入的支援を行う。
- ・ 〈15-2〉 成績不振に陥った学生を早期に発見してきめ細かな支援を行うために、前年度の履修単位数が少ない学生のスクリーニングを行うとともに、前年度のGPAが相対的に低い学生のチェックを行う。また、前年度のGPAと履修単位数の相関関係から、学年別の特徴を引き続き調査し、学部・学科による指導と学習支援にフィードバックする。さらに、学生の学修行動や学修環境整備のための客観的調査を、他大学とも比較可能な形で実施するため、お茶の水女子大学の教学比較IRコモンズと連携して「ALCS学修行動調査」を継続的に実施する。

〈16〉 身体に障害を有する学生や発達障害等の障害を有する学生に対して、一人一人の実情にあった適切な支援を行うために、障害学生支援担当副学長を中心に、臨床心理士等の当該分野の専門家の協力も得て、相談窓口の整備と窓口間の連携を強化することによって、学生が相談しやすい環境を整える。また、発達障害等に関して、研修会を繰り返し実施する等し、教職員がその実態把握に貢献できる体制を構築する。【1-3-21】

- ・ 〈16-1〉 障害学生支援室において、学生からの配慮要請に具体的に対応するほか、啓発活動を継続する。また、学内にサポートルームを整備し、学生・教職員が相談しやすい環境を整える。あわせて、学生支援に関する実務者連絡会議において、学内における支援実態を共有し、関係部署と連携して、課題解決にあたる。

〈17〉 学士課程・修士課程を一貫した教育課程として捉える6年一貫の教育プログラムを確立するにあたり、同プログラム選択者に対しては、入寮資格の付与や特別の奨学制度の適用等、種々の優遇措置を講じる。【1-3-31】

- ・ 〈17-1〉 6年一貫の教育プログラム選択者に対する優遇措置について、経済的支援や学生寮への大学院生の入居など具体策を検討する。

〈18〉 学生の就職活動を支援するために、キャリアカウンセラーの資格を持ったキャリアアドバイザーによる個別相談制度を引き続き実施するほか、卒業生のネットワークを充実させ、そのネットワークを活用したインターンシップ、企業訪問等を実施する。【1-3-32】

- ・ 〈18-1〉 学生の就職活動を支援するために、キャリアカウンセラーの資格を持ったキャリアアドバイザーによる個別相談制度を引き続き実施する。また、前年度の実施内容や学生の参加状況を踏まえ、エントリーシート添削や面接対策、ディスカッション対策を盛り込んだ少人数制の専門講座を企画・実施する。
- ・ 〈18-2〉 卒業生のネットワークを活用したインターンシップを充実させるため、卒業生の勤務先企業等におけるインターンシップの実施状況を継続的に調査する。特に、前年度見直しを行った企業向け照会文書から得られた卒業生在籍情報及びインターンシップ実施情報や、企業から直接寄せられた在籍情報、卒業生の進路報

告情報を蓄積し、在学生向け情報の更新を進め、インターンシップ情報を学生に提供する。また、自宅や帰省先でのインターンシップ参加を希望する学生のニーズを把握するためのアンケートを引き続き実施する。それらの取組を通じて卒業生のネットワークのさらなる充実を図る。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

〈19〉 アドミッションセンターを設置し、学問研究に必要な感性、主体性、学力等を総合的に判定できる、あるべき入学者選抜方法を研究、開発する。また、アドミッションポリシーの全体的な見直しを行い、平成29年度までに改訂する。【1-4-11】

- ・ 〈19-1〉 改訂したアドミッションポリシーに基づいた新しい入学者選抜を平成32年に実施するために、アドミッションセンターと各学部で選抜方法の最終案を作成する。

〈20〉 学生の成長力を適切に判定できる入学者選抜方法の確立に資するために、本学のIR機関である学長調査戦略室を中心に、一人一人の学生の入学前、入学後、卒業後の成長過程をデータを基に把握する。【1-4-12】

- ・ 〈20-1〉 従来の入学者選抜方法の機能を検証・評価し、それをもとに特色ある入学者選抜方法（新しい特別入試（総合型選抜）、新しい高大接続プログラムとそれに基づく接続入試）を確立するために、入学前、入学後、卒業後の学生データを一本化したデータを活用する。また、学生の成長過程について定性データを収集するために、「卒業生に対する在学中の振り返りの調査」を実施する。

〈21〉 大学入試のあり方は、中等教育のあり方に大きな影響を及ぼす。入学試験対策に偏るが故の早すぎる文理選択や、各教科の暗記科目化等はその悪影響の一つである。そこで附属中等教育学校等と連携し、従来行ってきた「高大連携特別教育プログラム」を踏まえ、高大接続入試の枠組みを新たに設けるなど、逆に中等教育に好影響を及ぼす大学入試とは如何にあるべきかを研究し、平成31年度実施の入試改革に資する。【1-4-21】

- ・ 〈21-1〉 新しい高大接続特別教育プログラムを確立するとともに、学務課・文学部・理学部・生活環境学部・附属中等教育学校と協力しつつ学内に高大接続のための企画運営組織を設置して本プログラムの諸事項の立案・調整・運営を円滑化させる。

〈22〉 多様な大学院生を受け入れるために、一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜等それぞれのあり方を検討し、必要に応じて見直しを行う。また、学士課程と修士課程を合わせた6年一貫の教育プログラムの確立に伴い、そのプログラムに沿って修士課程に進学する学生に対して学力検査を課さない特別な入学制度を確立する。【1-4-31】

- ・ 〈22-1〉 博士後期課程再チャレンジ型女性研究者支援制度に基づく入学試験を実施する。また、平成30年度大学院博士前期課程改組に伴い、博士前期課程の定員充足率がどのように変動したのかについて分析する。
- ・ 〈22-2〉 6年一貫教育プログラムと関わる大学院入学（進学）制度を確立し、その募集要項・選抜要項等を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

〈23〉古代国家発祥の地であり、長く日本社会の宗教的中心であり、さらにはユネスコから世界文化遺産に指定された世界史的重要性を持った地域である古都奈良に立地するという恵まれた環境を活かし、日本文化や社会の特異性のみならず、普遍性、世界性を発見し、それを通じて「日本研究」と「外国研究」の双方向的な対話を促進、我が国の人文・社会諸科学の新たな地平を開く。そのために、従来から存在する共生科学研究センター、古代学学術研究センター、文学部なら学プロジェクト等を土台に国際的な日本文化研究交流拠点を設立し、それらの連携のもと世界的な日本文化や社会の研究ネットワークを形成する。【2-1-11】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈23-1〉前年度に、共生科学研究センター、古代学学術研究センター、文学部なら学プロジェクトを統合して設立された大和・紀伊半島学研究所を、自然科学、人文社会科学の区別を問わない、あらゆる学問分野の研究・交流拠点として内実化させる。そのために平成30年度では、拠点となる諸施設の整備や協力研究員制度の拡充など、「共同利用・共同研究拠点」に相応しい、研究体制の充実について検討を始める。

〈24〉本学の「強み」を活かした特色ある研究を進めるために、「ミッションの再定義」において「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究を推進し、「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」で使用された論文の質（Q値）と量（V値）に関する指標におけるV値の引き上げを目指す一方、Q2を維持する。また、生活科学と工学を融合させた新分野、生活工学を立ち上げ、技術を基礎に生活を革新する従来の工学と異なり、むしろ生活を基礎に技術を革新する、諸技術を俯瞰し統合する能力がより強く求められる新たな工学を確立する。【2-1-12】

- ・ 〈24-1〉「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」等、「ミッションの再定義」において本学の「強み」とされた研究を推進するとともに、研究成果を適正に評価するための評価指標を検討する。また、論文投稿料の一部支援や電子ジャーナル購読の支援を実施するとともに、クロスアポイントメント制度を利用して国内の大学・研究機関との教員交流を行う。
- ・ 〈24-2〉素材工学、情報科学、環境デザイン工学を融合した取り組みとして、生活環境を含む日々の暮らしの可視化技術の研究に取り組む。また、可視化を通じて、QOLを向上させるためのアドバイスを可能とするAI技術の基礎研究を進める。

〈25〉「ミッションの再定義」において「強み」とされた「生活科学におけるフロンティア教育」の研究上の基盤を強化するために、衣食住を基盤とした健康と文化に関する研究、特に心と体の健康フロンティア研究と情報技術を基盤とした衣環境フロンティア研究を幅広い視点から展開するための共同研究型プロジェクトを立ち上げ、研究成果を学会やセミナー等で国内外に情報発信する。【2-1-13】

- ・ 〈25-1〉生活科学のフロンティア研究、特に女性の心身の健康に関する研究やメンタルヘルスに関する研究といった、こころと体の健康を維持・増進させ、生活の質を向上させる研究を推進する。また、衣の特性に注目したアンビエント情報処理を基盤として、健康で快適な日常生活を実現する衣環境フロンティア研究を推進

する。

〈26〉 国立女子大学として女性リーダーを長年輩出し続けてきた特色ある伝統を踏まえ、現在求められているグローバル社会における「女性活躍推進」や「ジェンダー平等の達成」に必要な諸課題を研究するために、アジア・ジェンダー文化学研究センターの機能を拡充し、研究年報の発刊や、年1回の国際シンポジウム、年3回の研究会の開催等の活動を行う。また国内外のジェンダー・女性学研究機関や研究者との連携を図り、グローバルなジェンダー研究ネットワークの拠点形成を図る。【2-1-14】

- ・ 〈26-1〉 アジア・ジェンダー文化学研究センターを中心に、各学部や人間文化研究科とも協力し、「女性活躍推進」や「ジェンダー平等の達成」に必要な諸課題を研究するため、国際シンポジウムを含む研究会を4回開催し、ジェンダー研究ネットワークのグローバルな構築に努める。さらに、その成果を同センターの研究年報『アジア・ジェンダー文化学研究』に発表する。また、女性史学賞の選考と授与を行い、ジェンダー研究の推進に貢献する。

〈27〉 個別細分化し過ぎた日本の科学の現状を克服するために、国内外の大学や研究機関との共同研究を推進するとともに、研究企画室を中心に全学レベルの公開研究交流セミナーを定期的実施する等、専門の壁を越えた研究交流を活性化させ、異分野間のマッチングを促進する。【2-1-15】

- ・ 〈27-1〉 各学部・人間文化研究科・各研究センターにおいて、国内外の研究機関との共同研究を推進する。また、研究企画室を中心に部局と密接に連携しながら、公開研究交流セミナーを2回以上実施する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

〈28〉 研究環境を維持・改善していくために、共通実験設備を充実し、実験設備や情報機器の登録、相互融通を進め、学内諸設備の有効活用を促進する。【2-2-11】

- ・ 〈28-1〉 学長直轄に戻した退職教員の研究室及び再利用可能な設備備品リストについて Web上で情報提供し、情報の共有を図る。その上で、これらの施設及び設備備品を相互融通するためのルールを決める。また、動物実験施設運営委員会においては、改正した規程に基づく審査について検証を行う。

〈29〉 研究者にその能力を十分に発揮させるために、ダイバーシティ化を進め、「ならっこネット」及び「イベント託児システム」等の子育て支援システムを実施する等、男女の区別なく研究に従事しやすい環境にするとともに、若手教員に対して研究力を向上させるためのメンター（支援者）を配置する。【2-2-12】

- ・ 〈29-1〉 「次世代育成支援対策推進法に基づく奈良女子大学行動計画（第4回）」及び「女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画（第1回）」に基づき、男女の区別なく研究に従事しやすい環境を整備するため、本学の子育て支援システム（ならっこネット、ならっこイベント）を実施するとともに、限られた資源の中で最重要項目である「安全な運用」を実施するための方策を検討する。また、限られた資源の中で、病児・病後児保育の実現に向けて、本学で実施可能な支援について引き続き検討する。
- ・ 〈29-2〉 ワークライフバランス支援相談室において、仕事と育児や介護との調和に関する相談等に応じ、適切かつ個性に配慮した助言・指導を行うとともに、必要に応

じて医療機関を紹介する等の援助を行う。また、介護、妊娠・出産及び育児をテーマとする講座を3回以上開講する。

- ・〈29-3〉ダイバーシティ研究環境の構築に向け、育児・介護に携わる教員に対する研究活動支援、教員に対する学会参加支援等の支援策を実施する。また、他機関との連携を強化するため、共同研究、共同セミナー等を実施する。
- ・〈29-4〉教育研究支援員制度を維持し、ライフイベントにより研究が停滞している者や、一時研究を中断した者に対して、教育研究支援員を配置するとともに、支援員の配置による効果について検証可能な項目の検討を行う。また、若手研究者（35歳以下の助教、及びテニユアトラック教員）に対して、研究・教育力及びモラル向上の支援体制として、メンター3名から成るメンターチームを3年間配置する。

〈30〉研究者が一定期間集中して研究に取り組めるために、平成26年度に導入したサバティカル制度の積極的な活用を行う。【2-2-13】

- ・〈30-1〉サバティカル制度取得者に対して、聞き取り調査を行う。さらに、未取得の教員に対して、本制度に関するアンケートを実施する。これらの結果からサバティカル研修を取得する上での課題について検討する。また、引き続き取得者による報告会を公開実施することで、本制度の活用を促進する。

〈31〉評価システムの質を向上させるために、研究業績等の研究者情報データベースへの入力を義務化し、研究の実情の正確な把握を可能にする。【2-2-21】

- ・〈31-1〉研究者情報データベースへの入力や定量データの収集を通じて研究活動実績を蓄積するとともに、研究活動の自己点検評価を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

〈32〉大学周辺地域に限らず、本学と包括的連携協定を結んだ奈良県南部地域を含めた住民の生涯学習ニーズに応えるために、開催地域を広げ公開講座を実施する。【3-1-11】

- ・〈32-1〉本学の研究成果の発信及び地域住民の生涯学習ニーズに応えるため、積極的に公開講座を実施する。特に、本学と包括連携協定を締結した市町村での公開講座や、本学同窓会の佐保会や近鉄文化サロン等との連携による県外での公開講座を企画・実施する。

〈33〉本学の保有する研究成果を活かした産学官連携を推進するために、シーズ集を作成する等、本学の保有する研究成果を積極的に公表する。【3-1-12】

- ・〈33-1〉産学官連携を一層推進するために、研究成果集（シーズ集）の作成、研究フォーラムや奈良経済同友会との交流・懇談会の実施、JST主催のイノベーションジャパン及び本学周辺で実施されるビジネスフェアへの出展（4件の予定）により本学が保有している研究シーズを発信する。

〈34〉大学及び附属学校が保有する歴史史料等を、その史料価値の高さに鑑み研究の一環として整理し、社会に公開する。【3-1-13】

- ・〈34-1〉奈良女子高等師範学校時代以来の所蔵史料の整理作業を進め、年間1冊資料集を刊行し、社会貢献の推進を図るために、デジタル公開を行う。また、地域社会への貢献を図るため、春と秋の年2回、重要文化財である記念館を貴重資料の

企画展示とともに一般公開する。

- ・ 〈34-2〉 附属学校部で管理している明治以降昭和 40 年代までの史料について、デジタル化を進めるとともに、公開について検討する。

〈35〉 大和・紀伊半島地域の地方創生を図るために、地域の自治体及び大学等と連携し、同地域の歴史的、とりわけ世界史的価値の再発見に取り組み、それを学術研究論文や研究書及び観光ガイドブック（日英両文）にまとめ、それをもとに、地域の観光開発、産業振興、教育振興、コミュニティー再生に取り組む。さらに地域理解を深めるために大和・紀伊半島地域をフィールドにした教育を立ち上げる。【3-1-21】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈35-1〉 前年度に引き続き大和・紀伊半島地域の歴史を、教員が助言し学部学生・大学院生が主体的に調査する「夏期学生現地調査」を実施する。さらに、大和・紀伊半島地域を対象とした「歴史学実習」フィールドワークを行う。また、以上の調査に基づいた『大和・紀伊半島観光案内書準備報告集』を作成する。加えて、大和・紀伊半島地域同様、古代日本の形成に大きな役割を果たした、出雲や丹後等其他地域の実地調査も「学生現地調査」に付け加え、地域比較の視点を教育に盛り込む。

〈36〉 大和・紀伊半島地域が何故に世界文化遺産に指定されるに相応しい、世界史的価値を持った地域であるのかを解明するために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、自治体等の協力を得て、同地域において国際的シンポジウムやセミナーを開催し、それを「地方創生」にもつなげる。【3-1-22】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈36-1〉 前年度に設置した大和・紀伊半島学研究所を中心に、本学が包括連携協定を締結した奈良県南部、東部の自治体において、公開講座「大和・紀伊半島学講座」を開催する。また、地域の「創生」に資するために、企業、自治体の協力も得て、「大和再ブランド化を考える公開研究会（仮題）」を開催する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

〈37〉 留学を奨励し、留学生の受け入れを拡大するために、留学希望者のための英語教育、受け入れ留学生のための日本語教育、英語による教育を拡充し、平成 33 年度には留学生の派遣 100 名（約 30%増）、受入 250 名（約 80%増）を達成する。また、世界各地で催される日本留学フェアに参加する等、系統的な広報活動を行い、海外の大学等との国際交流協定を積極的に締結する。さらにダブルディグリープログラムを推進する。【4-1-11】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈37-1〉 日本人学生の海外留学を推進するため、留学支援として海外留学に関する情報提供を行うほか、アジア地域における海外短期研修を拡充し、日本人学生に多様な留学の機会を提供する。また、留学希望者のための英語教育の充実を図るとともに「奈良女子大学なでしこ基金派遣留学奨学金」により経済的支援を行う。
- ・ 〈37-2〉 留学生の受け入れをさらに拡大するために、「奈良女子大学なでしこ基金交換留学生等渡日旅費及び帰国旅費支給要項」により、受入留学生に経済的支援を行う。あわせて多様な学生交流の機会を提供するとともに、受入留学生用の日本語授業及び英語による授業のさらなる拡充に向けた具体的対策の検討を行う。また、本学学生及び外国人留学生を対象としたサマーキャンプや、外国人留学生のみを対象としたサマースクール等の短期受け入れプログラムを実施し、単位を付

与する。さらに、新たなダブルディグリープログラム開始に向けた具体的な調整を行う他、「奈良女子大学外国人特定留学生要項」を整備し、海外拠点とするバングラデシュからの留学生受け入れを行う。

- ・〈37-3〉留学生の受け入れを拡大するために、日本学生支援機構が主催する日本留学フェアに参加するとともに、海外協定校を訪問しレクチャー等を行うことによって連携を強化する。また、国際交流協定の新規締結を見据え、英語による広報の充実に努める。

〈38〉 本学の研究の国際発信力を高めるために、本学における国際学会の開催を援助し、また、大学院生の国際学会や国際研究集会における発表を奨励、支援する。

【4-1-12】

- ・〈38-1〉本学の研究の国際発信力を高め、国際的な研究交流を活性化させるために、国際学会等を開催する上での課題について調査を行い、可能な支援を検討する。
- ・〈38-2〉大学院正規学生の国際的な学術研究活動を奨励・支援するため、「奈良女子大学国際学術交流奨励事業（学生の国際学会等での発表）」を継続的に実施する。募集を3回実施し、適格者には必要経費の一部（航空運賃等の旅費）を支給する。

〈39〉 大和・紀伊半島を舞台に日本文化の普遍性、世界性を発見するという作業は、世界中の日本研究者の関心を惹く作業である。その作業を国際的な交流の中で行うために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、日本研究の世界的ネットワークを立ち上げ、定期的にシンポジウムを開催する等、人と情報の交流を活性化させる。さらにはその取り組みと合わせて、大和・紀伊半島をフィールドに、日本の自然・社会・文化の研究をテーマにしたサマースクール等を開催し、留学生受入目標（250名）の達成に資する。【4-1-21】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・〈39-1〉大和・紀伊半島をフィールドとした日本文化研究の意義を世界に発信するために、国内外の日本研究者に呼びかけ、大和・紀伊半島の信仰等に題材をとった国際シンポジウムを開催する。また、その実施するシンポジウムに日本及び日本文化について学ぶ外国人学生の参加を促す。加えて、本年は明治維新から150年の記念すべき年であり、世界中の歴史家の視線が、明治維新を契機とした近代日本の誕生という世界史的出来事に集まる年である。それを好機ととらえ、日本及び日本文化研究の世界的な交流を促すために、「明治維新150年記念連続公開講座（仮称）」を開催し、その成果を公表する。

〈40〉 本学をグローバルな知の交流拠点として発展させるために、地球温暖化、自然災害の多発、少子高齢化等、「課題先進国」日本の抱える現代的課題の生活科学的・学際的研究、及び「ミッションの再定義」において本学の「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究において先端的研究を行い、その成果を世界に発信する。【4-1-22】

- ・〈40-1〉研究上の国際交流を促進するため、「ミッションの再定義」で本学の「強み」とされた諸分野の研究を発展させ、また「地球温暖化」「自然災害の多発」「少子高齢化」など、「課題先進国」日本に相応しい研究テーマを取り上げて先端的研究を実施する。

（2） 附属学校に関する目標を達成するための措置

〈4 1〉女子の理工系進学を促進するために、附属中等教育学校の10年に及ぶSSH校（文部科学省により指定を受けた先進的な理数教育を実施する高等学校等）としての実績等も踏まえ理系女性教育開発共同機構と各附属学校が連携して、初等・中等教育課程における、女子の興味・関心を惹くことができる新たな理数教育のあり方を研究、開発する。さらにはその過程で考案された教育方法を、各附属学校において積極的に導入・検証する。【4-2-11】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・〈41-1〉理系女性教育開発共同機構と各附属学校が協力して、いかにすれば女子の理工系科目への興味・関心を高めることができるかの研究を「理数研究会」などを開催し進める。その際、従来の理工系科目が容易に女子の興味・関心をひかない原因を、得手不得手ではなく魅力の欠如に求め、その観点に立った新しい教育システムの開発を行う。また、「集まれ！理系女子」関西大会を主催し、女子高校生の課題研究発表の場を設定し、理系女子の活躍を支援する。

〈4 2〉学力判定に偏らない大学入学判定の方法が確立し「入試のための勉強」が取り払われたとき、初等・中等教育課程の教育がどう変わり、またどのように大学における教養教育・専門教育と結びつけられるべきかを検討するとともに、国際理解教育カリキュラムの実践を通して教科横断型カリキュラムの研究開発の取組を計画し、今後あるべき中等教育のあり方について提言する。【4-2-12】

- ・〈42-1〉高大接続のための企画運営組織を新たに設置し、附属中等教育学校における高大接続コースのカリキュラムを策定する。また、新たな高大接続入試のあり方について検討を開始する。
- ・〈42-2〉附属中等教育学校で進めている国際交流事業の内容の高度化を図り、アジア各国から選抜されて招集される高校生に適したサイエンスキャンプを実施する。

〈4 3〉教育は如何に段階づけられ編成されるのが「子供」の成長にとって合理的かを研究するために、附属幼稚園・附属小学校においては幼小一貫教育（初等教育学校構想）を、附属中等教育学校において引き続き6年一貫（中・高接続）教育を推進するとともに、「高大連携特別教育プログラム」を拡大する等、各級教育の接続実験を行い、その成果を社会に公表する。【4-2-13】

- ・〈43-1〉附属幼稚園、附属小学校においては、文部科学省研究開発学校として「多様な能力や個性的な才能を引き出す『生活学習力』の育成」というテーマに基づく第4年次の研究を実施し、異学年活動を通して、幼小一貫した資質・能力の育成を図るカリキュラムや評価の観点を提言する。また、大正期から続く、子ども中心の自律的な学習『奈良の学習法』を受け継ぎ、アクティブラーニングを推進する。
- ・〈43-2〉高大接続のための企画運営組織を中核として、高大接続コースのカリキュラム策定のための探究授業の具体化を、大学教員と附属中等教育学校教員が協力して進める。附属中等教育学校の探究授業と高大接続コースの探究授業の差異化を図り、年間計画の作成、シラバスの作成などに着手する。また、幼小一貫教育と中高一貫教育の接続のあり方を検討し、小中接続入試の方向性を明確にする。

〈4 4〉大学教育と一体化した教育実習や教育研究を行うために、実習は原則として附属学校において行う体制を維持する。【4-2-14】

- ・〈44-1〉教員養成機能を強化するため、教育計画室と附属学校が連携し、質の高い教育

実習、給食経営管理学臨地実習、栄養教育実習などを実施できる体制を維持し、実施した内容の検証を行う。

- ・〈44-2〉教員養成機能を強化するため、教育計画室と教育システム研究開発センターが連携して、「本学の教員養成課程の改善・高度化に向けた大学教員と附属教員の連携研究推進事業」を実施し、共同研究の成果を教育システム研究開発センター紀要において特集を組んで公表する。

〈45〉いじめ問題等の地域や学校現場が現在抱える問題を解決するために、地域の教育委員会等との連携のあり方も含め、解決の方法を研究する。【4-2-15】

- ・〈45-1〉前年度に設置した「教育相談窓口」の周知を徹底し、利用実績を積み重ねながら、全国に発信する。全国国立大学附属学校PTA連合会と連携し、全国の国立大学附属学校での先進的な取組を参考にして、よりよい相談活動になるよう刷新する。いじめ事案は生徒指導事案と重複することが多く、奈良県警察や奈良県教育委員会生徒指導支援室との連携をさらに強める。また、いじめに関わった生徒の心のケアに関して、奈良教育大学特別支援教育センターとの連携を構築する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

〈46〉戦略的な組織運営を行うために、業務統括会議（理事のみで構成）や企画推進会議（理事及び各学部長・研究科長で構成）を定期的に開催するとともに、教育研究の重要事項や特定のプロジェクトの責任者となる副学長を配置し、理事、副学長、部局長等による学長補佐体制を確立する。また、学長調査戦略室において、学内外の情報を収集・分析し、長期ビジョンの策定に寄与する。【5-1-11】

- ・〈46-1〉6副学長、2学長補佐体制を有効に機能させるために、定期的に意見交換を行うなど情報の共有化を推進し、学長補佐体制を強化する。
- ・〈46-2〉各部局において収集・分析された情報を学長調査戦略室において集約するとともに、学長の意思決定に寄与する情報を可視化し、提供する。

〈47〉透明性のある開かれた大学運営を行うために、経営協議会の学外委員等への情報提供を適切に行い、その意見を組織運営に積極的に反映させる。また、監事監査機能を強化し、定期的に監査報告を受けるとともに、役員会後に月1回理事と監事の懇談会を設ける等、日常的に監事から監査の視点に立ったアドバイスを受けられるようにする。【5-1-12】

- ・〈47-1〉本学の教育研究活動に対する経営協議会学外委員の理解を深めるため、実地視察や部局長等の現場責任者からの説明の機会を設ける。また、それらを踏まえた学外委員の意見を役員会における議論に反映させる。
- ・〈47-2〉監事による監事監査結果報告を役員会、経営協議会において実施し、監査結果を法人運営に反映する。また、監事と学長・理事との懇談会を原則として役員会後に月1回開催するとともに、教育研究評議会評議員との懇談会を新たに開催し、監事からの助言を受けられる機会を拡大する。さらに、監事の情報収集機能を強化するため、役員会等への列席に加え、学長選考会議への列席を求める。加えて、監事、会計監査人及び学長との三者協議会を年2回以上開催し、監査結果を共有する。

〈48〉 機能的な組織運営を行うために、大学の戦略に沿った教職員の適正配置と事務組織の検証を行う。また、多様な人材の確保と優秀な人材の登用のために、専門性を有する人材の活用や、事務職員のキャリアパスの提示を行う。【5-1-21】

- ・ 〈48-1〉 機能的な組織運営に資するため、大学の戦略である中期計画の進捗状況についてモニタリングを行う。
- ・ 〈48-2〉 業務改善WGにおいて、前年度に実施した教職員アンケートの結果に基づき、問題点の抽出、改善方法の検討を実施し、第二次業務改善方策を提案する。また、前年度に提案した第一次業務改善方策の実施状況を把握する。
- ・ 〈48-3〉 事務職員の人材育成方針に定めた「職位ごとの人材像と求められる能力」を踏まえ、事務職員の人事評価の実施方法の見直しを引き続き検討する。また、「再雇用職員（事務職員等）の雇用形態について」（平成 29 年 7 月 7 日事務局長裁定）に基づき有能な人材を確保する。

〈49〉 機能的な組織運営を行うために、業績評価システムを検証しつつ適切に評価を実施し、その結果に応じた処遇を行う。【5-1-22】

- ・ 〈49-1〉 教育研究等活動状況に基づく教員の個人評価を実施するとともに、第 5 期教員評価の評価項目の検討を開始する。

〈50〉 教員の流動性を高め、教育研究活動を活性化するために、年俸制及びクロスアポイントメント制を活用し、人事制度を弾力化する。年俸制については、優れた研究者を確保できるよう業績評価システムを改善しながら推進し、導入教員の割合 12%を確保する。【5-1-23】

- ・ 〈50-1〉 「年俸制導入等に関する計画」に基づき、年俸制を 7 名程度の教員に新たに適用する。また、「年俸制適用者の業績評価実施細則」について、改善の必要性の有無を検証する。
- ・ 〈50-2〉 クロスアポイントメント制度について、活用範囲の拡大を図るため、民間企業等における人事制度との相互の通用性を検証する。

〈51〉 男女共同参画推進のためのアクションプランを実施し、女性教員が占める割合を 35%に引き上げるとともに女性管理職が占める割合を 15%に引き上げる。【5-1-31】

- ・ 〈51-1〉 本学の教員採用公募に女性研究者が応募しやすくするため、「女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画」に基づき、ワークライフバランス支援相談室の活動などを推進する。また、女性管理職への登用を促進するため、管理職の候補者となる人材を学長補佐など主要なポストに配置する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

〈52〉 平成 26 年度に学部の壁を越えて実施された学部の改組を踏まえ、目下の日本の課題である、グローバルに活躍できる地域女性リーダー、理工系女性リーダー等各界各層で活躍できる女性リーダーを育成するために、平成 30 年度には大学院博士前期課程の改組を、平成 32 年度には大学院博士後期課程の改組を実施する。【5-2-11】
(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 〈52-1〉 大学院博士前期課程では、平成 30 年度改組に伴い導入した 6 年一貫教育プログラムについて、平成 29 年度学部入学生に対し、学部ガイダンスにおいて説明を行

う。あわせて、平成 31 年度に実施する 6 年一貫教育プログラム生の選抜方法について、具体的な手順・手続きを整備・確立する。また、大学院博士後期課程では、平成 32 年度改組を目指し、「卓越大学院プログラム」への申請を踏まえた教育プログラムを包含した教育研究組織の見直しを行う。

〈5 3〉平成 26 年度に採択された国立大学改革強化推進事業「大学の枠を越えた科学技術創造立国の中核となる理工系女性リーダー育成拠点の構築—理系女性教育開発共同機構及び大学院共同生活工学専攻の設置—」の一環として、お茶の水女子大学と共同で、平成 28 年度に大学院生活工学共同専攻を設置し、新たな工学分野「生活工学」を立ち上げる。【5-2-12】

- ・〈53-1〉素材工学、情報科学、環境デザイン工学の 3 つの領域融合型研究により、生活を対象とした新たな工学分野である「生活工学」研究を実施し、それらが社会の QOL 向上に役立つことを示す取組を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

〈5 4〉経営支援機能を強化するために、学長調査戦略室において学内外情報を収集するとともに達成度分析等の定量データを蓄積し、その分析結果を基に補強すべき取組を明らかにすることにより機動的な経営支援体制を構築する。【5-3-11】

- ・〈54-1〉学長調査戦略室において、自己点検評価に必要な定量データを収集するとともに、他大学との比較を行い、学内で情報共有する。また、「第 3 期中期目標における国立大学法人運営費交付金の重点支援」の戦略に関する評価に必要なデータの収集を支援する。

〈5 5〉大学運営に対する事務職員の参加意識を高めて、組織運営を効率化・高度化するために、種々の運営組織における教職協働体制を強化する。【5-3-12】

- ・〈55-1〉教職協働組織である室を機能させるとともに、事務職員が大学運営に主体性を持って関わることを意識づけるため、会議では事務担当者が議事提案の趣旨及び背景の説明を行う。

〈5 6〉事務職員の育成方針に沿った研修を体系的に実施するとともに、専門的知識や経験を有する人材を確保するために、独自の選考採用を実施する。【5-3-13】

- ・〈56-1〉事務職員の人材育成基本方針に基づき、研修計画を実施する。職階別研修においては、新たに係員・主任を対象とする学内研修を実施する。加えて、ハラスメント防止に関する研修などの目的別研修を実施する。他大学・他機関が主催する業務分野別研修やセミナーにも参加させる。
- ・〈56-2〉事務職員の採用にあたっては、職員の再配置、他大学との人事交流等を検討した上で、必要に応じて、独自の採用試験を実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

〈5 7〉外部研究資金の獲得を促進するために、科学研究費助成事業の採択に向けた科学研究費助成事業の審査結果「A」の不採択者を対象にした学内助成等を引き続き行う。また、先端的研究を通じて、大和・紀伊半島学研究所は最低年間 2 件、アジア・ジェンダー文化学研究センターは最低年間 1 件の外部資金を獲得する。【6-1-11】

- ・〈57-1〉科学研究費獲得推進費等により引き続き研究を促進するとともに、科学研究費獲得への意識向上を図るための研修会を実施する。また、先端的研究を通じて、大和・紀伊半島学研究所は最低年間2件、アジア・ジェンダー文化学研究センターは最低年間1件の外部資金を獲得する。さらに、「組織」対「組織」による大型共同研究等による外部資金の獲得を推進するため、連携企業と具体的な取組について検討を進める。

〈58〉留学生支援、国際交流、教育研究環境等を充実・発展させるために、同窓会組織である佐保会の活動や卒業生の活躍を広報活動の中で取り上げる機会を増やす等、ステークホルダーとの連携を強化し、寄附金の増加に向けた全学的な取り組みを通じて年間平均寄附受入総額5,000万円を達成する。【6-1-12】

- ・〈58-1〉なでしこ基金の中に「創立百十周年記念事業特定基金」を設立し、募金活動を実施する。また、前年度に引き続き、広報誌等を通して、学生及びその保護者、卒業生及び同窓会組織（佐保会）との連携強化を図る。あわせて、役員の佐保会本部・支部総会訪問により、寄附増加に向けた協力を要請する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

〈59〉省エネルギー対策を積極的に推進し、電気使用量の可視化を図る等光熱水量を削減する。また、教職員の経費削減に対する意識を高めるために、研修会の実施や財務資料等の提供を定期的に行う。また、事務経費等管理的経費を抑制するために、業務改善・合理化の取組を調査・検討し、有効と判断されるものを実施・推進する。【6-2-11】

- ・〈59-1〉電気使用量の実績データを可視化して分析し、その結果を学内周知することにより省エネ意識を醸成するとともに、物品購入に当たっては、よりエネルギー効率の高い製品の調達を推奨し、光熱水量の削減に努める。
- ・〈59-2〉教職員の意識を高めるため、新任教職員研修及び新採用事務職員研修において、本学の財務状況に関する講義を実施する。また、理事、部局長が出席する会議において、定期的に予算執行状況を報告するとともに、電子掲示板システムを活用し、教職員に対し情報提供を行う。
- ・〈59-3〉事務経費等管理的経費を抑制するために、引き続き業務改善策や学内外の経費削減の取組を調査・検討し、本学に有効と判断されるものについて全学実施を推進する。

〈60〉財務データ等実績に基づく財務分析を実施し、学内の資源配分を戦略的かつ重点的に実施する。また、経費使途の明確化を図り一般管理費比率を抑制する等、一層の財務内容の改善に取り組む。【6-2-12】

- ・〈60-1〉財務データ等実績に基づく財務分析を踏まえ、本学が推進する戦略的・重点的事項に対して資源配分を実施する。
- ・〈60-2〉契約方法の見直しを行い、一般管理費の抑制に努める。具体的には、一般競争契約によることとしたもの以外の電気・ガスについて更に契約方法を見直すほか、保守契約についても複数年化への変更を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

〈61〉効果的・効率的な運用を行うために、学内資産の管理状況等を定期的に点検し、適切な管理を徹底する。【6-3-11】

- ・〈61-1〉資産の効果的・効率的な運用を行うため、固定資産（物品）の実査計画に基づ

き実査を実施するとともに、再利用可能な物品リストを学内専用ホームページに掲載し、現有資産の有効活用を図る。

- ・〈61-2〉学内資産（施設）の管理状況を点検するとともに、学内資産（施設）の利用状況に基づき、使用料金の再検討を行う。

〈6 2〉資金の有効活用を図るために、定期的に資金管理計画を作成し、効率的な資金繰りによる利益の確保に努め、その運用益を大学運営に充てる。【6-3-12】

- ・〈62-1〉資金管理計画を踏まえ、地方債等による安全かつ確実な資金の計画的運用を引き続き行う。さらに、金融機関等からの情報を参考にしながら金融・経済市場の動向を捉え、資金繰りの可能な範囲内でより効果的な資金運用を併せて開始する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

〈6 3〉客観的な自己点検・評価を行うために、評価指標の設定を含め、実施方法を見直し、その結果を大学運営の改善に反映させる。また、学長調査戦略室において、必要な情報を収集する。【7-1-11】

- ・〈63-1〉前年度見直した評価指標・実施方法により、自己点検評価を実施する。また、学長調査戦略室において基礎的なデータを収集し、蓄積する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

〈6 4〉国立大学法人として求められる社会への説明責任を引き続き果たすために、大学の教育研究活動や運営等に関し、大学ポータルや大学のホームページ等の各種広報メディアを活用し、積極的に情報を公開するとともに発信する。【7-2-11】

- ・〈64-1〉効果的な広報活動を実施するために、広報誌は、前年度に引き続き、学生目線を活かした情報発信ができるよう、学生記者を活用する。また、Webサイトについては、恒常的な点検を行い、利用者ニーズの把握方法について検討を行う。報道機関に対しては、定期的に教育研究活動等の情報発信を行う。
- ・〈64-2〉大学ポータルを活用し、大学の客観的な情報を提供するとともに、Webサイトを通じて法人情報の公開を行う。さらに、新たに開始する大学ポータル（国際発信版）へ参加する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

〈6 5〉学長のリーダーシップの下、大学のビジョンとの整合性の観点からキャンパス・マスタープランを適時点検し、必要に応じて見直しを行う。【8-1-11】

- ・〈65-1〉前年度策定した「キャンパスマスタープラン 2017」のバリアフリー対策プランにおけるバリアフリールートを明確にする。

〈6 6〉戦略的に施設マネジメントを行い学び働きやすい安全なキャンパスを創造するため、キャンパス・マスタープランに基づき、寄附金等多様な財源を視野に入れるとともに国の財政措置の状況を踏まえ、バリアフリー化等ダイバーシティ環境の整備を進め、あわせてコストと資産維持とのバランスに配慮し、既存施設を有効活用し計画的に維持管理する。【8-1-12】

- ・〈66-1〉バリアフリー対策プランに基づき、トイレの洋式化及びトイレ内の手摺設置を行うとともに、構内通路の段差を解消し、安全性を確保する。
- ・〈66-2〉東紀寺宿舎の跡地利用計画の抜本的見直しを行う。また、学生宿舎については、既存の学生宿舎の建て替えを検討する。さらに、既存施設の有効活用を図るため、ライフライン（電気設備）の再生を着実に実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

〈67〉安全管理と事故防止のために、大規模災害に対する危機管理体制等の点検を行い、危機管理マニュアルを逐次改訂する等、全学的な安全管理体制を整備・充実するとともに、安全管理に関する研修等を実施する。【8-2-11】

- ・〈67-1〉リスク事例を集約し、分析することを目的として、「緊急事態等報告書（仮称）」様式を新たに定めて危機管理マニュアルに掲載し、リスク発生時の報告と情報集約体制を整備する。
- ・〈67-2〉環境安全管理センターにおいて、環境安全管理センター研修会、化学物質管理に関する安全講習会、放射線管理に関する初心者講習及び再教育訓練、バイオハザード管理に関する組換えDNA実験従事者安全講習会を開催し、全学的に適切な安全管理の徹底に努める。
- ・〈67-3〉自衛消防組織、災害対策本部の体制の確認と点検を行うとともに、全学教職員向けの「大規模災害等に対する危機管理」をテーマとした研修、教職員・学生を対象とした「防災・消防総合訓練」を実施する。
- ・〈67-4〉環境安全管理センターにおいて、安全な教育・研究環境の維持・発展を実現させるため、実験系廃棄物の管理、実験環境及び実験設備の保全、災害時に安否確認を行うためのシステム（情報提供メール配信システム）の運用等により、環境安全管理を総合的に推進する。

〈68〉安全な労働環境を構築するために、衛生管理者資格の取得を教職員に推奨する等、職場巡視の際の点検項目の共通理解を教職員と学生に広げ、全学的な安全衛生体制を強化する。【8-2-12】

- ・〈68-1〉衛生管理者の資格取得者を確保するため、衛生管理者資格取得費用を大学が負担し、教職員に対し取得を促す。安全衛生委員会において衛生管理者とともに定期的な職場巡視により学内点検を行い、危険箇所を確認し、改善を行うとともに、学長、理事及び部局長による全学一斉職場巡視（安全パトロール）により学内の安全管理体制を確認する。

〈69〉環境安全管理センターが主導して、引き続き薬品管理支援システム（IASO）を活用した毒物・劇物の管理を徹底するとともに、放射線障害予防委員会と情報を共有しながら、放射性同位元素等の管理を徹底する。【8-2-13】

- ・〈69-1〉環境安全管理センターにおいて、薬品管理支援システム（IASO）のカタログデータ及びサポートサイトの更新を実施し、IASOの機能強化を図るとともに、毒物・劇物の厳格な管理を実施する。
- ・〈69-2〉環境安全管理センターにおいて、放射性同位元素等の厳格な管理を徹底するため、放射線障害予防委員会に環境安全管理センター員を参画させ情報を共有する。また、放射線管理に関する初心者講習及び再教育訓練を実施するとともに、毎月学内の放射線量を測定する。さらに、遺伝子組換え生物等の厳格な管理を徹底するため、組換えDNA実験従事者安全講習会を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

〈70〉 研究者倫理、公的研究費の適正な執行、研究活動の不正行為の防止、及び公益通報者保護等に関する法令及び学内規程の遵守について、教職員や学生に対するeラーニングによるものも含めた各種研修会の実施、助成金の受入状況調査等を含めた学内監査の適正実施、監査結果の学内周知等によるさらなる徹底を行い、コンプライアンス推進体制を強化する。【8-3-11】

- ・ 〈70-1〉 「研究上の不正行為・研究費の不正使用防止ハンドブック」を改訂し、充実させる。また、同ハンドブックを教職員研修会の教材として活用し、研究不正防止の意識向上を図るとともに、eラーニングプログラムによる教育の実施、新任職員研修会における個人あて助成金取扱アンケートの試行的実施を行う。さらに、公的研究費の執行に関する諸手続きやルールについて電子掲示板システム等を活用して周知徹底する。
- ・ 〈70-2〉 内部監査におけるヒアリング対象者数を増加させ、更に公正な研究活動を図るとともに、過去の内部監査での改善意見を踏まえて改善された事項についても再確認を行う。また、内部監査結果を学内に広く周知する。
- ・ 〈70-3〉 危機管理マニュアルに「緊急事態等発生報告書（仮称）」様式を追加し、リスク発生時の報告と情報集約体制を整備する。さらに、報告された事案によりリスクアセスメント活動を行い、内部統制活動における課題点を検証する。

〈71〉 研究助成金等の受け入れにあたって、それぞれの教職員が個人経理等について不適切な管理をしていないかを自己点検するためのチェックシートを作成し、適正な執行がなされているか定期的に確認する。【8-3-12】

- ・ 〈71-1〉 前年度作成した自己点検チェックリストを新任教員に対して配付し試行実施する。また、研修会等において寄附金等に関する経理手続きをハンドブックにより周知する。

〈72〉 新任教職員研修や新入生教育において、情報倫理教育及び情報セキュリティ教育を実施する。また、情報システムの適正な運用を行うとともに、情報セキュリティ管理のガイドラインを整備し、情報セキュリティインシデントを未然に防止する機能を強化する。【8-3-21】

- ・ 〈72-1〉 「奈良女子大学CSIRT」を中心に、新任教職員及び新入生を対象として情報倫理教育を継続して実施する。また、全学生・全教職員を対象として情報セキュリティチェック及び研修等を実施する。
- ・ 〈72-2〉 「奈良女子大学CSIRT」のインシデントマネジメント機能強化を図るために、セキュリティポリシー関連規程等の見直しを実施する。また、よりセキュアなネットワーク環境を確立するため、「情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、グローバルアドレスからプライベートアドレスへの移行を実現する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

858,591 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

(計画なし)

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、施設の老朽改善を含め教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
小規模改修	総額 18	(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (18)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・事務職員の人材育成方針に定めた「職位ごとの人材像と求められる能力」を踏まえ、事務職員の人事評価の実施方法の見直しを引き続き検討する。また、「再雇用職員(事務職員等)の雇用形態について」(平成29年7月7日事務局長裁定)に基づき有能な人材を確保する。
- ・「年俸制導入等に関する計画」に基づき、年俸制を7名程度の教員に新たに適用する。
- ・本学の教員採用公募に女性研究者が応募しやすくするため、「女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画」に基づき、ワークライフバランス支援相談室の活動などを推進する。また、女性管理職への登用を促進するため、管理職の候補者となる人材を学長補佐など主要なポストに配置する。
- ・事務職員の人材育成基本方針に基づき、研修計画を実施する。職階別研修においては、新たに係員・主任を対象とする学内研修を実施する。加えて、ハラスメント防止に関する研修などの目的別研修を実施する。他大学・他機関が主催する業務分野別研修やセミナーにも参加させる。
- ・事務職員の採用にあたっては、職員の再配置、他大学との人事交流等を検討した上で、必要に応じて、独自の採用試験を実施する。

(参考1) 平成30年度の常勤職員数 345人

また、任期付き職員数の見込みを 18人とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 3,692百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,580
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	20
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	18
自己収入	1,586
授業料、入学金及び検定料収入	1,535
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	51
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	206
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	5,410
支出	
業務費	5,166
教育研究経費	5,166
診療経費	0
施設整備費	18
船舶建造費	0
補助金等	20
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	206
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	5,410

[人件費の見積り]

期間中総額 3,692百万円を支出する(退職手当は除く)。

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 3,515百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 65百万円

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,681
經常費用	5,681
業務費	5,186
教育研究経費	1,035
診療経費	0
受託研究費等	109
役員人件費	86
教員人件費	3,050
職員人件費	906
一般管理費	244
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	251
臨時損失	0
収益の部	5,681
經常収益	5,681
運営費交付金収益	3,558
授業料収益	1,344
入学金収益	213
検定料収益	51
附属病院収益	0
受託研究等収益	109
補助金等収益	20
寄附金収益	116
施設費収益	2
財務収益	0
雑益	51
資産見返運営費交付金等戻入	104
資産見返補助金等戻入	86
資産見返寄附金戻入	27
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 8 7 7
業務活動による支出	5, 2 7 2
投資活動による支出	1 3 9
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	4 6 6
資金収入	5, 8 7 7
業務活動による収入	5, 3 2 8
運営費交付金による収入	3, 5 1 5
授業料、入学金及び検定料による収入	1, 5 3 5
附属病院収入	0
受託研究等収入	1 0 9
補助金等収入	2 0
寄附金収入	9 8
その他の収入	5 1
投資活動による収入	1 8
施設費による収入	1 8
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	5 3 1

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

文学部	人文社会学科	240人
	言語文化学科	200人
	人間科学科	160人
	3年次編入学	32人
理学部	数物科学科	252人
	化学生物環境学科	348人
	3年次編入学	20人
生活環境学部	食物栄養学科	140人
	心身健康学科	160人
	情報衣環境学科	140人
	住環境学科	140人
	生活文化学科	120人
	3年次編入学	28人
大学院人間文化研究科	【修士課程】	
	人間行動科学専攻	16人（H30募集停止）
	心身健康学専攻	18人（H30募集停止）
	数学専攻	14人（H30募集停止）
	物理科学専攻	14人（H30募集停止）
	化学専攻	20人（H30募集停止）
	生物科学専攻	20人（H30募集停止）
	情報科学専攻	12人（H30募集停止）
	人文社会学専攻	48人
	言語文化学専攻	36人
	人間科学専攻	12人
	食物栄養学専攻	26人
	心身健康学専攻	22人（H30設置）
	情報衣環境学専攻	10人
	生活工学共同専攻	14人
	住環境学専攻	26人
	生活文化学専攻	18人
	数物科学専攻	28人
	化学生物環境学専攻	42人
	【博士課程】	
	比較文化学専攻	30人
	社会生活環境学専攻	45人
	共生自然科学専攻	24人
生活工学共同専攻	6人	
複合現象科学専攻	9人	
附属幼稚園	144人	
	学級数	6
附属小学校	420人	
	学級数	12
附属中等教育学校	720人	
	学級数	18